

仙台市放課後子ども総合プラン実施方針

平成 28 年 3 月
仙 台 市
仙台市教育委員会

I 基本的な考え方

1 目 的

小学校に就学している児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について整備を進めていくとともに、次代を担う人材の育成の観点から、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）および放課後子ども教室の拡充を図ること等により、本市の実情に応じた総合的な放課後対策の実現を目指します。

2 定 義

「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を含めた放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を定めた、国による放課後対策の総称です。

「放課後対策事業」とは、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の両事業のことです。

「放課後対策事業者」とは、放課後対策事業を実施する事業者または地域の団体・個人のことです。

「放課後児童クラブ」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

「放課後子ども教室」とは、学校等に活動拠点を設け、地域住民等の参画を得て、放課後等に参加を希望する全ての児童を対象として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

3 位置づけ

平成 26 年 7 月に文部科学省と厚生労働省の共同により「放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、一体型を含めた放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされました。

一方、本市においては、平成 27 年 3 月に「仙台市すこやか子育てプラン 2015」を策定し、その中で、子どもの活動拠点の整備と充実および地域における子育て支援施設等の充実を図るため、「児童館の整備や放課後子ども総合プランの推進等による子どもの居場所の確保・充実」を基本施策として掲げています。

また、平成 24 年 3 月に仙台市教育委員会が策定した「教育振興基本計画」において、

地域とともに歩む学校づくりを目指し、子どもたちの体験活動の充実や学校と地域との教育資源の共有などを図るため、「放課後子ども教室の推進」を具体的な施策として掲げています。

本方針は、これらの計画等を受けて、放課後子ども総合プランに基づく本市における取組の実現に向けて、その具体的な方策等を定めるものです。

4 本方針の期間

本方針の期間は、放課後子ども総合プランにおける目標の期限等を踏まえ、平成 27 年度から同 31 年度までとします。

II 放課後子ども総合プランに係る整備目標

放課後子ども総合プランにおいては、放課後対策事業について整備目標の設定が求められており、本市では、仙台市すこやか子育てプラン 2015 において、関係する事業について、以下のとおり整備目標を定めています。

1 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- 高学年については、小学校 4 年生までを平成 29 年度当初、小学校 5 年生までを平成 30 年度当初、小学校 6 年生までを平成 31 年度当初までにすべての受け入れを目指します。
- 児童館サテライトの整備や、民間事業者、小学校余裕教室等の活用により、必要な提供体制を確保します。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		H28 年度当 初	H29 年度当 初	H30 年度当 初	H31 年度当 初	H32 年度当 初
量の 見込み	小1～3年生	7,856	7,940	8,022	8,104	8,185
	小4～6年生	2,431	2,511	2,590	2,672	2,753
	合 計	10,287	10,451	10,612	10,776	10,938
確保 方策	小1～3年生	7,856	7,940	8,022	8,104	8,185
	小4～6年生	906	1,380	2,254	2,672	2,753
	合 計	8,762	9,320	10,276	10,776	10,938

2 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

計画期間（平成 27～31 年度）内に、現在、一体型として実施している事業の効果等を検証し、各地域の特性等を考慮の上、実施箇所の拡大に向けて検討します。

3 放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

事業を実施する意向のある小学校区を調査、把握のうえ、計画的な整備に向けて地域の関係者等との調整を行います。

Ⅲ 放課後子ども総合プランの実施に向けた方策等

放課後子ども総合プランに基づく本市における取組の実現に向けて、その具体的な方策等については、以下のとおりです。

なお、当プランの実施にあたっては、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の理念や具体的な活動内容などに対する地域や学校の理解が重要です。

特に、放課後子ども教室に関しては、参画する地域の方と学校関係者の距離が比較的近く、連携が図りやすい環境にあることを生かしながら、学校側の理解が得られるよう教育委員会として十分な説明や情報提供に努めることとします。

1 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に向けて、両事業が同一の小学校内または一方が小学校に隣接した場所で実施している小学校区を中心として、一体型を実施する小学校区を検討します。

また、両事業の活動場所の少なくとも一方が、小学校内または小学校に隣接した場所以外の場所で実施している小学校区については、児童の安全な移動の確保等が図られることを前提として、両事業の児童が交流できるような連携方法について、双方の関係者が検討に努めます。

一体型等の実施にあたっては、放課後児童クラブの児童も放課後子ども教室の活動プログラムに円滑に参加できるよう、共通の活動プログラムの企画・運営において、両事業の従事者および参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日等について調整等を行います。その際、放課後子ども教室のコーディネーターが中心となり、共通の活動プログラム案を提供し、放課後児童クラブの従事者と協議等を行います。

なお、本市においては、児童館において放課後児童クラブを実施しており、また、各地域において放課後子ども教室の運営状況等が異なることから、一体型等の実施の検討に際しては、各地域における放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営状況、一体型等に対する利用ニーズや実施した場合の効果等について十分に考慮しながら検討してまいります。

2 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用に関する具体的な方策

(1) 学校施設活用の目標

新たに放課後児童クラブを整備する場合には、児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、学校施設の活用が求められていることから、今後、新設・拡充する放課後児童クラブについては、学校施設の活用を中心とした整備に努めていきます。

(2) 学校施設活用の方策

放課後児童クラブに係る具体的な整備見込みを作成するとともに、各小学校における余裕教室、学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等（以下「余裕教室等」という。）の活用状況および放課後児童クラブの実施場所として使用できる可能性のある学校施設の状況について、定期的に庁内での情報共有を図ります。また、学校の教室不足に伴い、校舎増築等を行う際には、放課後児童

クラブの新設等に必要なスペースを含めた整備について検討を進めます。

特に、放課後児童クラブのニーズが高い小学校区においては、児童数の増加に伴い、現に教室不足が生じており、または今後生じるおそれも顕在化してきている状況ですが、余裕教室等のほか昇降口や校庭など、当該小学校内におけるあらゆるスペースについて、改めて、放課後児童クラブの実施場所として活用できないか、関係者間で検討します。

また、学校の状況により、放課後児童クラブとして専用可能なスペースを確保できない場合であっても、学校施設を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に、放課後児童クラブの実施場所として一時的に活用する、いわゆる「タイムシェア型活用」についても検討を進めます。

これらの検討を行っても、学校施設内に放課後児童クラブを整備することが困難な場合には、他の整備手法を検討します。

(3) 学校施設活用にあたっての責任体制

仙台市は、学校施設内で放課後児童クラブを実施するに当たり、転用スペースについて、学校教育として使用する必要が生じた場合の取扱いや事故が起きた場合の対応等について、教育委員会と管理運営上の取決めを結びます。

3 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子供未来局の具体的な連携に関する方策

放課後子ども総合プランの実施に向けては、教育委員会と子供未来局が連携し、情報交換や情報共有等を図ります。

特に、放課後児童クラブの実施場所としての学校施設の積極的な活用や、希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる環境の整備、また、これらの放課後対策事業に関する学校現場における理解・協力の促進に向けた取組など、放課後子ども総合プランに基づく本市の取組について、教育委員会と子供未来局の双方の責任のもとで協力して進めます。

4 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在、児童館児童クラブについては、ニーズに対応するため、原則として平日は午後7時15分まで延長しており、引き続き開所時間の延長を実施します。

5 従事者・参画者の確保および資質の向上に係る取組

今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を拡充するにあたっては、これらの事業を担う人材の確保が重要であるとともに、放課後児童クラブにおける高学年児童の受入れや特別な支援を必要とする児童の受入れ等への対応、また、両事業の児童が共通して参加できる活動プログラムの企画・運営への対応が求められており、従事者・参画者の資質を向上させていくことが重要です。

従って、豊かな経験等を有する地域の人材の効果的な活用に努めるとともに、両事業の従事者・参画者が一定の知識・技能を有し、各事業において上記の課題等に適切に対応できる能力を養成するため、研修内容の充実に努めます。

IV 推進体制

放課後子ども総合プランに基づく本市の取組を推進するにあたり、各々の関係者が担うべき役割等を十分に果たしながら、本方針に基づく放課後対策事業に取り組めます。